

※ 登録番号	第 74 号 (令和 5年 3月 5日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業 <input checked="" type="radio"/> 総合不動産投資顧問業	
2.法人・個人の別	<input checked="" type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> 個人	
(ふりがな) 3.商号又は名称	(ふいんてつくあせつとまねじめんとかぶしきがいしゃ) フィンテックアセットマネジメント株式会社	
(ふりがな) 4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	(よしおか なおこ) 吉岡 尚子	
5.資本金額	50,000,000円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
(よしおか なおこ) 吉岡 尚子	代表取締役	<input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤
(たかはし つかさ) 高橋 宰	取締役	常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤
(よだ はじめ) 依田 太	取締役	常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤
(きたがわ じゅんいち) 北川 順一	監査役	常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤

(記載上の注意)

- 「※登録番号」には、記載しないこと。
- 「1.投資顧問業の種類」は、該当するものに○印を付けること。
- 「2.法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 「3.商号又は名称」、「4.氏名」
 - 法人は商号を「3.商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「4.氏名」に記載すること。
 - 個人は、「3.商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は、屋号等の名称を記載することができる。
 - 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「4.氏名」に()書きで併せて記載することができる。

- 5 「5.資本金額」には、出資総額を含む。
- 6 「6.役員」について、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
(みずくら まさかつ) 水庫 まさ勝 (業務管理統括者)	企画管理本部長	総務、顧客管理、経理、システム管理等
(うえだ あきとし) 上田 彰利 (判断業務統括者) (価値分析・投資判断) (助言業務) (不動産売買・貸借・管理業務統括者)	執行役員 不動産投資顧問部長	投資判断 売買、貸借、管理等
(はせがわ おさむ) 長谷川 修 (コンプライアンス統括者)	コンプライアンス室長	コンプライアンス
計3名		

(記載上の注意)

- 1 第4条第1項第3号に規定する重要な使用人の種類（営業所の業務を統括する者、不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者、助言の業務を行う者、判断業務統括者等）を「氏名」に付記することとし、複数の種類に該当する場合は、その該当するすべての種類を付記すること。
- 2 「統括する業務の別」には、判断業務統括者が統括する業務の別（投資判断、売買、貸借、管理等）を記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に記載すること。

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
主たる営業所	平成30年1月4日	〒141-0021 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 目黒セントラルスクエア15階 電話番号 03-6456-4640 FAX 03-6456-4641
計1店		

(記載上の注意)

- 1 「名称」には、主たる営業所及びその他の営業所を、それぞれ区分して記載すること。
- 2 「所在地」には、その営業所の電話番号を併せて記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

9.業務の方法

1. 投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産
 - (1)種類：オフィス、住居、商業施設、宿泊施設、倉庫等
 - (2)規模：原則として、各SPC毎の運用方針等による基準
 - (3)地域：主として3大都市圏。その他主要都市

2. 助言の方法
単発的取引に係る助言の場合：特段の定めを設けない
継続的助言の場合：特段の定めを設けない

3. 報酬体系
 - (1)助言業務
原則、下記計算により算定した金額とする。
 - ①単発的取引
宅地建物取引業に定める売買の代理に関する報酬の額を上限とし、契約毎に顧客と協議のうえ定める額
 - ②継続的取引
単発的取引に準じ、契約毎に顧客と協議のうえ定める額

 - (2)一任業務
原則、下記計算により算定した金額とする。
 - ①運用報酬
契約資産額に対し、年率0.4%～1.50%（消費税抜）程度を原則とし、契約毎に顧客と協議のうえ定める額
 - ②物件の取得・処分に関する報酬
契約資産額に対し、年率1.00%～4.00%（消費税抜）程度を原則とし、契約毎に顧客と協議のうえ定める額

4. 報酬の支払時期
 - (1)助言業務
単発的取引に係る助言契約の場合には、当該助言契約に定める支払日とする

 - (2)一任業務
 - ①運用報酬
毎月あるいは契約の規定による
 - ②物件の取得・処分に関する報酬
代金決裁時あるいは契約の規定による

5. その他
匿名組合等の営業者としての特別目的会社又は特定目的会社に対し、現物不動産又は不動産管理信託受益権等の運用に係る投資助言業務又は投資一任業務を実施する。（別紙、スキーム図参照）

(記載上の注意)

次の各項目につき記載すること。

- 1 投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産の種類(例:業務用ビル、商業施設、住宅等)、規模及び所在する地域
- 2 助言の方法(例:単発的な取引に係る助言、一定期間継続的な資産運用に係る助言等)
- 3 報酬体系
 - (1) 顧客が不動産投資顧問業者へ支払う報酬の定め方を具体的に金額を明示して記載すること。
 - (2) 会費制の場合において会費の額により助言の内容及び方法が異なる場合は、当該内容及び方法を会費額別に具体的に記載すること。
 - (3) 成功報酬体系を採る場合は、その報酬の算出方法、売買の確認方法を具体的に記載すること。
- 4 報酬の支払時期
- 5 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法
- 6 総合不動産投資顧問業者の登録をしようとする者にとっては、不動産の運用実績の開示について、GIPS基準(資産運用会社による運用実績の公正な表示と完全な開示を確保するために定められた国際共通基準をいう。)に準拠表明をしたものである場合には、その旨

10.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
① 金融商品取引法第29条の登録	関東財務局長（金商）第2014号	平成20年8月27日
② 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	東京都知事（4）第86357号	平成18年8月25日
③ 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可	金融庁長官・国土交通大臣第54号	平成27年3月18日

(記載上の注意)

1から3までのうち該当するものに○印を付け、その免許等の番号、年月日を記載すること。

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

他に分類されない専門サービス業 (8099)
不動産代理業・仲介業 (6821)

(記載上の注意)

- 1 日本標準産業分類表細分類又は定款の内容に従って記載すること。
- 2 第6条第2項第2号カの不動産投資事業については、当該事業の対象となる不動産の種類、規模及び所在する地域を記載すること。

12. 主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資 の金額	割合	住 所
(ふいんてつくぐろーばるか ぶしきがいしゃ) フィンテックグローバ ル株式会社	1万5246株	100%	東京都品川区上大 崎三丁目1番1号 目黒セントラルス クエア15階

(記載上の注意)

- 1 「主要株主」とは、法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。
- 2 「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
- 3 実質的に保有する株式の数又は出資の金額の多い順に記載すること。
- 4 名義を親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族）に分割している場合は、合算した株式の数又は出資の金額を「保有する株式の数又は出資の金額」に、その合算した割合を「割合」に（ ）書きで記載すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

13. 役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
(よしおか なおこ) 吉岡 尚子	フィンテックグローバル株式会社 6511 金融商品取引業（投資助言・代理・運用業、補助的金融商品取引業を除く）
(たかはし つかさ) 高橋 宰	株式会社オフィス高橋 68 不動産取引業 株式会社ニイヤ 7281 経営コンサルタント業 株式会社アルビオン 6034 化粧品小売業 株式会社寿ホールディングス 69 不動産賃貸業・管理業 黒髪石材株式会社 054 採石業、砂・砂利・玉石採取業
(よだ はじめ) 依田 太	FGIキャピタル・パートナーズ株式会社 6513 投資運用業 株式会社アール・シー・コンサルティング 7299 他に分類されない専門サービス業 コンプライアンス・パートナーズ株式会社 7299 他に分類されない専門サービス業
(きたがわ じゅんいち) 北川 順一	フィンテックグローバル株式会社 6511 金融商品取引業（投資助言・代理・運用業、補助的金融商品取引業を除く）

(記載上の注意)

- 「常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類」の業務の種類又は他に営んでいる事業の種類は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載してその書面を第9面の次に添付すること。